

秦野市くずはの家マスコットキャラクター「もりりん」使用基準

この基準は、平成8年（1996年）10月に開催された「第10回かながわ都市緑化秦野フェア」で誕生し、以後、秦野市くずはの広場に棲むようになった森の妖精「もりりん」（以下「マスコットキャラクター」という。）の使用に当たり、必要な事項を定める。

（定義）

- 1 この基準において、マスコットキャラクターとは、秦野市（以下「本市」という。）が有するマスコットキャラクターに関することをいう。

（デザイン）

- 2 使用できるキャラクターデザインは別表1のとおりとする。なお、デザインの改変等を希望する場合は、必ず事務局（環境保全所管課、以下省略）と協議しなければならない。

（使用の範囲）

- 3 マスコットキャラクターは、その使用に当たり次の各号のいずれかに該当する場合を除き、何人も使用することができる。
 - (1) 本市及び市民活動の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
 - (2) 法令又は公序良俗に反するおそれがあるとき。
 - (3) 特定の政治、宗教又は選挙の活動に利用されるおそれがあるとき。
 - (4) 特定の個人、団体を市が公認、支援しているような誤解を与え、又は売名に利用されるおそれがあるとき。
 - (5) 自己の商標又は意匠（商品化を含む。）とするなど、独占的に使用し、又は使用するおそれがあるとき。
 - (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業又はこれに類する営業に使用するとき。
 - (7) その他事務局が不適当な使用と認めたとき。

（使用承認申請等）

- 4 マスコットキャラクターの使用を希望する者は、秦野市マスコットキャラクター「もりりん」使用承認申請書（第1号様式、以下「使用承認申請書」という。）に必要な書類を添付して事務局に提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、事務局との協議において使用することができる。

- (1) 本市及び本市教育委員会が業務のために使用するとき。
- (2) 市立の小学校及び中学校が教育の目的で使用するとき。
- (3) 本市及び本市教育委員会の共催又は後援の事業で使用するとき。
- (4) 著作権法（昭和45年法律第48号）第30条に規定する私的使用を目的とするとき。
- (5) その他事務局が適当と認めたとき。

(使用承認等)

- 5 事務局は、前条の規定により使用承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、使用を承認するときは、申請者に秦野市マスコットキャラクター「もりりん」使用承認通知書（第2号様式）により、通知するものとする。この場合において、事務局は使用条件を付することができる。

(使用料)

- 6 マスコットキャラクターの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

- 7 マスコットキャラクターの使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 使用承認を受けた内容にのみ使用し、事務局が付した条件に従うこと。
 - (2) 使用承認を他に譲渡し、又は転貸しないこと。
 - (3) マスコットキャラクターのイメージを損なう使用をしないこと。なお、イメージは別表2のとおりとする。

(改善の指示)

- 8 事務局は、使用者が承認基準を遵守せずにマスコットキャラクターを使用している場合は、承認後にあっても使用者に改善を指示することができ、使用者は速やかにこれに応じなければならない。

(損害賠償)

- 9 使用者のマスコットキャラクターの使用において、市に損害が生じたときは、市はその損害の賠償を請求することができる。

(その他の事項)

- 10 この基準に定めるもののほか、マスコットキャラクターの使用に関して必要な事項は、事務局が別に定める。

附 則

この基準は、令和2年9月10日から施行する。

第1号様式（第4項関係）

秦野市マスコットキャラクター「もりりん」使用承認申請書

年 月 日	
(あて先) もりりん管理事務局	
住 所	
申 請 者 団体名称	
代 表 者 ㊟	
<p>次のとおり、秦野市マスコットキャラクター「もりりん」の使用を申請します。 なお、使用に当たっては、秦野市マスコットキャラクター「もりりん」使用基準を遵守します。</p>	
1. 使用目的、及び使用方法	
2. 使用物件名	
3. 使用期間	
4. 連絡先	担当者： TEL：
	メール： FAX：
5. 添付資料	1 企画提案書（レイアウト、スケッチ等） 2 使用形態及び形状のわかる見本等 3 その他参考になるもの

本申請に当たり、以下について誓約します。

1. 本申請書その他の提出書類の内容は、全て事実と相違ありません。
2. その他定めのない事項については、事務局の指示に従います。


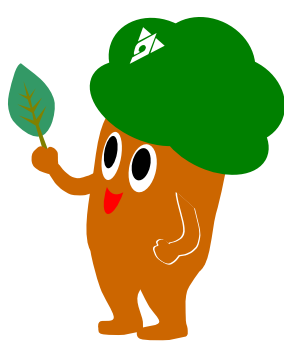

第2号様式（第5項関係）

秦野市マスコットキャラクター「もりりん」使用承認通知書

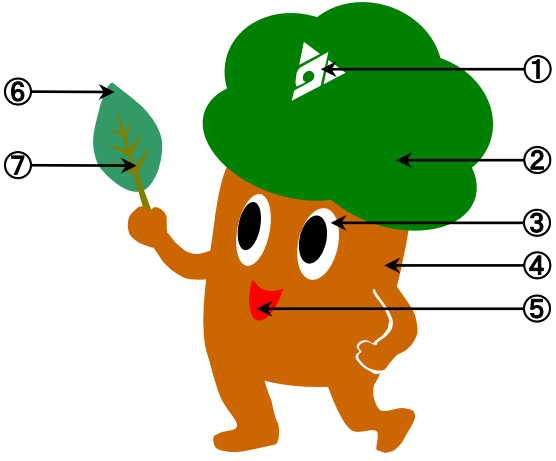
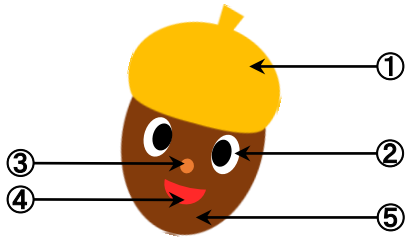

年 月 日	
(あて先)	
もりりん管理事務局	
次のとおり、秦野市マスコットキャラクター「もりりん」の使用を承認します。なお、使用に当たっては、秦野市マスコットキャラクター「もりりん」使用基準を遵守してください。	
1. 使用目的、及び使用方法	
2. 使用物件名	
3. 使用期間	
4. 特記事項	「1～3」に変更が生じた場合は、速やかに下記「5. 連絡先」へ報告してください。
5. 連絡先	秦野市環境産業部環境共生課 TEL:0463-82-9618【直通】 / FAX:0463-82-6256 E-mail:k-kyousei@city.hadano.kanagawa.jp

別表1 (第2項関係)

1 「もりりんキャラクターデザイン (No.9「どんぐりん」も含む。)」

<p>No.1</p> 	<p>No.2</p> 	<p>No.3</p> 
<p>No.4</p> 	<p>No.5</p> 	<p>No.6</p> 
<p>No.7</p> 	<p>No.8</p> 	<p>No.9</p> 
<p>No.10</p> 		

2 「デザイン指定色」

<p>A</p> 	<p>【①市章】 RGB:255 【②頭】 RGB:G128 【③目】 a 黒. RGB:0 b 白. RGB:255 ※次欄「B」も同様とする。 【④胴】 RGB:R204 G102 B0 【⑤口】 RGB:R255 【⑥葉】 RGB:R51 G153 B102 【⑦葉脈】 RGB:R128 G128 B0</p>
<p>B</p> 	<p>【①頭】 RGB:R255 G192 B0 【②目】 A-③と同様 【③鼻】 RGB:R237 G125 B49 【④口】 RGB:R255 G41 B41 【⑤顔】 RGB:R132 G60 B12</p>
<p>C</p> 	<p>【①文字】 RGB:R112 G173 B71 【②どんぐり】 a 頭. RGB:R191 G144 B0 b 胴. RGB:R132 G60 B12 【③葉・葉脈】 A-⑥、⑦と同様 ※黒文字 Ver. RGB:0 【④枠】 A-②と同様 【⑤幟・幟】 A-①と同様</p>

別表2 (第7項関係)

「もりりん」のイメージ

- ・「もりりん (モリ目リン科カワイイ属ヨウセイ種)」は、秦野の自然の産物として誕生し、以後くずはの広場に棲むようになった森の妖精です。
- ・おいしい秦野の水、盆地に差すおひさまの光、落花生など、秦野に関するものが大好き。相棒の「どんぐりん 🌰」とともに、秦野の自然をはじめ、たくさんの魅力を発信しています ♪



【住まい】

くずはの広場 (フォレストハイツくずは 101 号)

【お友達】

森に棲む生き物のなかま、自然を愛するみんな、ボンチーヌ、丹沢はだの三兄弟 など

【ヒミツ】

① 出合い方 : くずはの広場で運がよければ (くずはの家に関するイベントや「はだのエコスクール」には、広場からやってきてくれる)

② 手に持つ葉 : “生命の葉” と呼ばれ、なんと通常の数千倍の光合成^{ちょうぜつ}※をしている(らしい)。この葉に触れた者や扇がれた者は、エコな気持ちが芽生え、寿命が10年延びる(かもしれない)と言われている。

※超絶光合成